

(参考)

新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

昭和58年12月27日

新潟海区漁業調整委員会
会長 野原 正

次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同下欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

桑取川河口 谷根川河口	名 称
河口中央より 半径六〇メー トル以内の海域	禁 止 区 域
さけにあつては 十月一日から 十二月三十一日 まで ますにあつては 三月一日から 六月十五日まで	禁 止 期 間

さけ漁業禁止区域図 1:10,000

